



道路を正しく使いましょう

誰もがいつでも安全に通行できるように、ひとりひとりが心がけましょう



道路に許可なく物を置くことはできません

これらの考えはすべて誤りです



自分の家の前だから
植木鉢ぐらい置いても
かまわないでしょう



これまでに指摘された
こともないし、
商売だからいいだろう

どうしてだめなの？



目の不自由な方やベビーカー・車いすを利用する方など、子どもからお年寄りまで、様々な歩行者が道路を利用します。道路にはみ出した商品・樹木・置き看板等は、通行の妨げとなるだけでなく、ぶつかったりつまずいたりして危険です。道路の不正使用・不法占用が原因で事故が発生した場合、その設置者や管理者が責任を問われ、損害賠償を求められることがあります。

普段、何気なく利用している道路ですが、私たちの日常生活に欠かせないもので、コミュニティにとっても重要な、地域の資源です。

また、震災時の避難経路や火災時の消火活動の場となるなど、大切な公共空間として大きな役割を果たしています。

日常的に利用している道路には、誰もが気持ちよく利用できるような、様々なルールがあります。あらためて道路の正しい利用方法を確認していただき、誰もが安心して通行できるよう、お互いに思いやりのある「やさしいまち」の実現に向けてご協力をお願いします。



世田谷区長
のぶと
保坂展人

国土計画調整課 道路監察担当 ☎6432-7958 ☎6432-7993
土木管理事務所 世田谷 ☎3424-2790 ☎3424-2501、北沢 ☎5486-7010 ☎3412-6847、玉川 ☎3702-4914 ☎3702-3762、
砧 ☎3417-9571 ☎3417-9573、烏山 ☎3308-8133 ☎3305-2484